

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



〈平成31年度税制改正に関する提言を報告 柳田全法連税制税務委員長（渋谷法人会会長）〉

—平成31年度税制改正に関する提言まとまる— —平成30年度 納税表彰式—

2018.12
No. **556**
平成30年

平成30年度 納税表彰式	3
平成31年度税制改正に関する提言	4
確定申告について	6
事業ア・ラ・カルト	10
都税コーナー	14

法人会掲示板 12月

一般会員参加可能行事

地域行事

12月・1月・(2月)実施する主な事業

- 12月1日 フェスタ原宿（第11ブロック）
- 12月4日 第3回記念式典運営委員会
- 12月4日 救急救命講習会（青年部会）
- 12月5日 税の作品合同表彰式（女性部会）
- 12月6日 広報委員会
- 12月9日 観劇会【新橋演舞場】（厚生委員会）
- 12月13日 消費税軽減税率制度説明会
- 12月19日 正副会長監事会・理事会
- 1月16日 東京都公益法人係による立入検査
- 1月18日 創立70周年記念式典・祝賀会並びに新年賀詞交歓会
- 1月19日 租税教室＜神南小学校＞（青年部会）
- 1月20日 しぶやニュー駅伝（青年部会）
- 1月26日 租税教室＜上原小学校＞（青年部会）
- 1月30日 消費税軽減税率制度説明会
- 1月30日 新年賀詞交歓会・研修会（女性部会）
- 2月5日 渋谷駅前清掃（青年部会）
- 2月19日 役員・世話人会（源泉研究部会）

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆ 日 時 毎週月曜日から金曜日まで
(祝日等除く)

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 平成31年1月16日(水)
午後1時30分～4時
- 場所 渋谷税務署 7F 共用会議室
- 日時 平成31年2月14日(木)
午後1時30分～4時
- 場所 渋谷税務署 7F 共用会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回

- ◆ 場 所 羽野島法律事務所（新橋）
- ◆ 相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
- ◆ 申込先 東法連：TEL 3357-0771

セミナーオンデマンドとDVD無料レンタルのご案内

渋谷法人会HPから税務、経営、経済、労務等会社経営に役立つセミナーをご覧いただけます。

会員でない方でもご覧いただけるものもありますが、会員の方は是非、メールアドレスの登録をして、会員専用セミナーもご覧下さい。

また、“マイナンバー”をはじめ簿記、ビジネスマナー、エクセル講座や職場のストレスケアなどの知識を得られるDVD無料レンタルもあります。(会員のみ)

メールアドレスの登録をすると、他のコンテンツもご利用可能となり、事業PR等もできるようになります。

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ

渋谷法人会

検索

商業ビルのテナント仲介・契約管理

24時間ビルメンテナンスのご相談なら

株式会社スペーストラスト 渋谷支店

- <仲介部門> 渋谷区道玄坂2-25-13 松原ビル1階 TEL 3496-3331
- <管理部門> 渋谷区道玄坂2-10-10 世界堂ビル5階 TEL 3476-2768



平成30年度 納税表彰式

当会副会長 長島 祐司氏が10月6日(火)東京国税局長納税表彰状を受彰されました。

東京国税局長納税表彰



長島 祐司 氏
(副会長)
長島梱包(株)



表彰状受彰 村田 暁宣 氏



式辞 渋谷税務署長 三木 信博 氏

平成30年度渋谷税務署長納税表彰式が11月15日(木)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の栄に浴されました。

表彰状受彰：村田暁宣氏、小野木邦夫氏、米田直樹氏、福田晴夫氏

感謝状受彰：北島アキ子氏、松本泰郎氏、藤木伸欣氏、露木充氏、福田喬則氏、阿部英博氏

渋谷税務署長表彰状



村田 暁宣 氏
(理 事)
村直工業(株)



小野木 邦夫 氏
(理 事)
(株)アイズ

渋谷税務署長感謝状



北島 アキ子 氏
(女性部会幹事)
(株)エーティススタッフ



松本 泰郎 氏
(理 事)
東京急行電鉄(株)



藤木 伸欣 氏
(理 事)
(有)藤木商店



米田 直樹 氏
(理 事)
(有)甲鳥社



福田 晴夫 氏
(理 事)
(株)富 紀



露木 充 氏
(地区長)
松竹映画劇場(株)



福田 喬則 氏
(青年部会副会長)
(株)京王電業社



阿部 英博 氏
(理 事)
(株)ブラネック都市建築
コンサルタント

10月30日(火)に副会長 岩田利延氏が東京都主税局税務功労者表彰、

11月21日(水)に理事 山崎登美子氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都主税局税務功労者表彰



岩田 利延 氏
(副会長)
(株)定 石

東京都渋谷都税事務所長感謝状



山崎 登美子 氏
(理 事)
コスビューティーサイエンス



三木署長と受彰者の方々

正しい税知識を学ぼう

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - ・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 申告書作成会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間：平成31年2月18日(月) から3月15日(金)まで

※ 土、日を除きます。

ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場します。

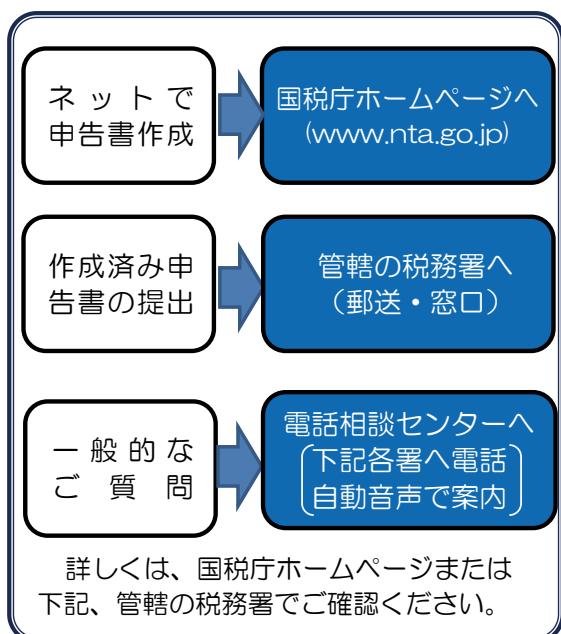
時 間：受付午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時15分)

所在地：渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

※ 1月4日(金)から3月15日(金)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※ 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。



渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表)

世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表)

北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表)

玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)

目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)



この社会あなたの税がいきている

渋谷税務署からのお知らせ

税理士による 無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

場 所	実施日	受 付 時 間
恵比寿社会教育館 1階 展示室 渋谷区恵比寿2-27-18	2月4日(月)・2月6日(水)	9:30～11:30
上原社会教育館 2階 大・中学習室 渋谷区上原3-13-8	2月5日(火)	13:00～15:30
幡ヶ谷区民会館 1階 集会場 渋谷区幡ヶ谷3-4-1	2月7日(木)・2月8日(金) 2月12日(火)・2月13日(水)	※ 混雑する場合は受付を早めに 締め切る場合があります。 早めのご来場をお願いします。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。
ただし、①土地、建物、株式などの譲渡所得や配当所得及び退職所得がある場合、②所得金額が高額な場合、③相談内容が複雑な場合、④税理士に依頼している場合は対象となりませんのでご注意ください。
申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類（下部2を参照））の写し等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細を作成してきてください。（下部1を参照）
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎていた場合がございましてご了承ください。

1



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

- ◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）
 - ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）
- （注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

2



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】＋運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

渋谷税務署 〒150-8333 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎

Tel. 03-3463-9181 ※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

みんなの力で法人会を大きく育てよう



インターネットで 確定申告ができます！



STEP 1

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご覧ください)

利用率
2人に1人が利用

利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

STEP 2

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3

3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出



マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

マイナンバーカードを使って送信

(マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



IDとパスワードで送信

(ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



ID・PW
が目印

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は限定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



都税事務所だより

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、12月27日(木)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座振替

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。
※詳しくは、「都税クレジットカードお支払サイト」[都税クレジットカードお支払いサイト](#) [検索](#) をご覧ください。



ATM インターネット モバイル バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

安心 便利 な **口座振替** をご利用ください！

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

(平成31年1月10日(木)までにお申込みいただくと、2月の第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月28日(金)	12月29日(土)～1月3日(木)	1月4日(金)
都 税 の 納 税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証 明 書 等 の 取 扱 い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 所管する各都税事務所

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会
事業
アラカルト

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2018)に参加
「税を考える週間」(11/11~11/17) 協賛行事の一環として、去る11月3日(土)、4日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2018)に参加。今年は初日は好天、2日目は少々雨はパラついていたが概ね天気恵まれ、通路が人で埋まる位の来場者があり、3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えや子供たち向けに用意した風船、クリアファイル、税知識普及のための「まんが「おじいさんの赤いツボ」」等も予定よりかなり早く捌けてしまった。



くみの広場(税金クイズ)



花の準備

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

<社会貢献委員会>



けやきの苑・西原



あやめの苑・代々木

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月16日(火)に「けやきの苑西原」、11月7日(水)「あやめの苑代々木」、11月8日(木)「美竹の丘・しぶや」を慰問、けやきの苑は笹塚の村松京極芸能技塾の民謡&歌謡ショーで楽しんでいた、あやめの苑と美竹の丘は、

二期会21のオペラ歌手による童謡等のミニコンサートを開催した。



松井社会貢献委員長挨拶



美竹の丘・しぶや

ゲーム感覚で学ぶ利益管理と資金管理セミナーを開催

今年度4月に1度開催し好評だった、パソコンを利用して2人1組で“疑似会社を5年間経営して黒字を目指す”というゲーム感覚で『財務諸表』を理解するセミナーを、去る10月19日(金)午後1時30分より渋谷法人会館に於いて、開催した。

前は出席者30名(15チーム)の誰もゴール出来なかったが、今回は22名(11チーム)中、9チームがゴールできたとのことだった。



講師：鈴木智久氏



ゲーム感覚で学ぶ資金管理と経営管理セミナー

消費税軽減税率制度説明会を開催

10月30日(火)渋谷法人会館において、午後2時から3時30分まで、来年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、実施される消費税の軽減税率制度説明会を渋谷間税会との共催で開催した。

講師は渋谷税務署法人課税第2部門 野口統括官。内容は、軽減税率制度の概要・事務作業について説明を受けた。出席者は67名。

この制度は、飲食関連事業者だけではなく、多くの事業者に関わる制度のため、この後、11月28日と12月



水沼副署長挨拶



講師：野口法人課税第2部門統括官



消費税軽減税率制度説明会

メールアドレスを登録しよう

13日(木)にも開催し、来年にも開催を予定している。

ブロックだより

金王八幡例大祭に参加

第3ブロック (小林ブロック長)

第4ブロック (伊藤ブロック長)

金王八幡例大祭とは毎年9月の中旬の土日に開催される渋谷区最大の祭りで、今年は15日と16日に開催された。日曜日には14基もの神輿が109前に繰り出し壮観なものとなる。

法人会では、第3ブロックと第4ブロックが15日の土曜日の部に参加。第3ブロック

は、金王八幡宮境内下の駐車場、第4ブロックは京王井の頭線渋谷駅ガード下で、渋谷税務署監修の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



第3ブロック税金クイズ



第4ブロック税金クイズ

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック (細川ブロック長)

去る10月7日(日)千駄ヶ谷まつりが鳩森小学校で開催され、昨年に引き続き参加した。これまで、千駄ヶ谷小学校と鳩森小学校で輪番開催していたが、毎年鳩森小学校で開催することになった。

当日は天気には恵まれたが、10月にしては気温が高かった為か人出が少なかった。

今回も就業体験のため、代々木の『さくら国際高等学校 東京校』の生徒と一緒に税金クイズを担当した。



千駄ヶ谷祭り税金クイズ

“第10回はあとぴあ祭”に参加

第11ブロック (丸山ブロック長)

渋谷区障害者福祉センター「はあとぴあ原宿」で開催された10月20日(土)開催の“はあとぴあ祭”に今年も参加した。

今年は、日野市の“マリヤの風”の馬カフェに依頼し、馬と触れ合うホースセラピーを催し、近隣の子供達も一緒に参加し、大変好評だった。



ホースセラピー

ブロック税務講習会を開催終了

法人会の各ブロックでは、平成30年度税法改正と来年10月の消費税率10%への引上げと同時に施行される軽減税率についての講習会を10月4日の第11ブロックを皮切りに11回にわたり開催し、11月6日の第6ブ



水沼副署長挨拶



花田第1統括官挨拶



講師：野口第2統括官



講師：藤田審理担当
上席調査官



第3ブロック税務講習会



講師：坂口審理担当調査官



第11ブロック税務講習会

会員の増加は、会員のメリットに通じる

ック税務講習会により終了した。総出席者数は472名。
各開催については下表の通りです。

ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
11	10月4日	10:30～12:00	東郷神社和楽殿	59名
2	10月11日	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	32名
4	10月16日	10:30～12:00	渋谷法人会館	59名
8	10月17日	10:30～12:00	西武信用金庫幡ヶ谷支店	31名
1	10月22日	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	41名
3	10月23日	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	57名
7	10月24日	10:30～12:00	きらぼし銀行幡ヶ谷支店	33名
10	10月25日	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	48名
5	10月30日	10:30～12:00	渋谷法人会館	38名
9	10月31日	10:00～11:30	全理連ビル会議室	50名
6	11月6日	10:30～12:00	代々木八幡区民施設	24名

部会だより

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月27日(木)午前11時から、渋谷税務署異動後初の源泉研究部会役員世話人会を開き、顔合わせと今後の研修会について、話し合った。

出席者は渋谷税務署三木署長はじめ5名、法人会からは松本部会長はじめ11名。



役員・世話人会



三木署長挨拶



熊倉副署長挨拶



松本部会長挨拶

『租税教室』を開催（鳩森小学校）

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも第5回目として、10月15日(月)千駄ヶ谷の鳩森小学校の6年生10名を対象に『租税教室』を開催した。

当日は、楽しく学べるように“じゃんけん”や“アニメ”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税について説明した。



鳩森小学校租税教室

青年部会・女性部会合同見学研修会を開催

去る10月15日(月)青年部会と女性部会合同の見学研修会を開催した。今回は、航空自衛隊入間基地を見学し、小江戸川越を散策した。

参加者25名。



青年部会女性部会バス研修会



入間基地

第9回《エンジェルス》セミナーを開催

去る11月11日(日)の介護の日、午後2時から「美竹の丘・しぶや」の多目的ホールで、“介護”をされている方々へのケアそして情報交換を目的とした活動に取り組むための第9回《エンジェルス》セミナーを開催した。



エンジェルスセミナー

今回の内容は、施設で暮らす母を毎日のように訪ねられている、フジテレビアナウンサーの須田哲夫氏に実体験を交えた講演をしていただいた。出席者77名。



柳田会長挨拶



講師：須田哲夫氏



名和女性部会長挨拶

e-Taxを体験してみよう！

平成30年9月入会の新入会員をご紹介します (順不同／敬称略)

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)宮工房	大森 直樹	東1-4-1	6455-1625	建設・設計
3	Augustus	菊川 雄吾	渋谷3-15-2	6427-9132	飲食業
3	(株)ランマート	阿部 晃則	渋谷1-2-11	5766-6702	卸売業
3	ジーエルネットワーク(株)	野口 壮彦	渋谷2-22-11	4405-9969	ITサービス
4	アミティエ(株)	新方 勝利	桜丘町13-9		不動産
5	S K(株)	岩壁 康夫	道玄坂2-3-2	6809-0455	飲食業
7	(有)グローコム	尾崎 博昭	西原1-35-15	3460-5819	情報サービス、経営コンサルティング
9	(株)オクタウェル	高木 鈴子	代々木1-9-6	6300-0012	サービス業
9	(株)フェイス・コム	谷口 一晃	代々木1-57-2	5351-5930	マーケティングリサーチ業
11	(株)カノン	阿部 悦明	神宮前6-18-5	3407-6900	各種繊維製品原材料販売
区外	日比谷パーク法律事務所	小川 尚史	千代田区有楽町1-5-1	5532-8182	法律事務所
区外	笠原瑞弘税理士事務所	笠原 瑞弘	千代田区九段南2-4-13	6261-3638	税理士

平成30年10月入会の新入会員をご紹介します (順不同／敬称略)

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	田瀬英敏法律事務所	田瀬 英敏	東3-15-7	5468-3710	法律事務所
3	(有)エスペラント	荻野 俊彦	渋谷1-20-1	3797-7395	服飾・革小物の企画、卸し
4	(有)マンナミコンサルタント	万浪 るり	南平台町16-28		コンサル
4	(株)フリージョン	寺西 孝司	道玄坂1-17-9	6416-1801	サービス業(コンサート・イベントの運営代行)
6	(株)ナスワークス	中村 修司	富ヶ谷1-9-15	6407-1618	不動産
7	社会保険労務士福田謙一事務所	福田 謙一	幡ヶ谷2-35-1	6383-4143	労務相談、コンサル・セミナー・研修
7		池内 礼市	幡ヶ谷3-13-9	3373-7621	建設
9	(株)飯塚事務所	飯塚 洋	代々木1-55-14	5350-8078	経営コンサルタント
10	(株)www	横山 祐介	千駄ヶ谷1-9-11	6869-3329	コンサルタント業
11	(株)ティエムエー	安藤 肖吾	神宮前6-18-5	3400-7681	化粧品、日用品雑貨の輸出入販売
区外	萩生田税務会計事務所	萩生田宗司	新宿区西新宿7-19-17-1F	3369-5243	士業

RENTAL OFFICE
information



SHIBUYA

NEXUS

渋谷駅より徒歩3分

好立地のハイグレードオフィス

全室に高速インターネット回線を完備

レンタルオフィス シブヤ・ネクサス

TEL 03-3461-9100 FAX 03-3461-2200

E-Mail info@shibuya-nexus.biz

http://www.shibuya-nexus.biz/



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成31年1月31日(木)

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。



東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

ハイシンコク

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)

9:00から17:00(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

エルタックス

検索



～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続きはお済みですか？

住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。

○上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

<変更できないもの(例)> 不動産登記簿上の所有者の住所・氏名、納税通知書の名義人の氏名

○海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、

東京法務局登記電話相談室(03-5318-0261)にお問い合わせください。

振替納税を利用しよう

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/19（土）、1/20（日）、1/26（土）、1/27（日） 8時30分～24時

<eLTAX 通常の利用時間>

平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続についてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。

詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

【電子申告、電子申請・届出】各税目担当班 【電子納税】徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

しずや法人No.555

季節のクロスワードパズル●解答

解答 クリヒロイ

イ	チ	ジ	ク	ハ	ツ	カ
ネ	サ	ラ	ダ	ナ	オ	リ
カ	キ	マ	ン	オ	リ	ン
リ	ン	ゴ	ジ	ヤ	ム	シ
ピ	ロ	シ	キ	レ	ア	シ
サ	ラ	ン	ヒ	ツ	ジ	ン
バ	ヤ	マ	イ	モ	ツ	ン
ク	ン	セ	イ	ノ	ロ	ケ

●当選者

しずや法人No.555の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。当選者は、下記の方々です。

(株)つばめや	金井 秀樹様
(株)信友商事	石田 重仁様
(株)萬全社	大倉野玲奈様
(株)エムエスアート	小幡 彰子様
(株)avinoc	桑名 直子様

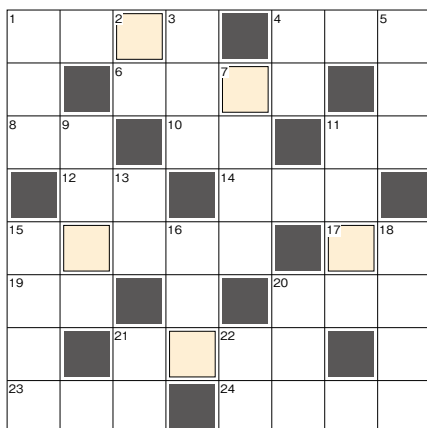
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、平成30年12月31日（月）（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 「風の子」といわれるのは大人じゃない
- 苦の種だそうで。ヌクヌクばかりじゃ体力低下
- 加湿器で50%くらいに上げなきゃ
- 寒そうな方角です
- 電気毛布より熱爛で、スヤスヤ朝まで
- 今夜は鍋。あの細かいコンニャク買ってきて
- 山茶花と書く、童謡『たきび』に登場する花
- 使い捨てカイロは誰が〇〇〇〇したの？エジソン？
- 勘どころ。〇〇を呑み込むと上達が早い
- えり巻きと違って肩まですっぽり
- ブンブーン、冬はフルフェイスが曇るなあ
- ベッタラベッタラ、額に汗
- 足の運び。のろいと言われたカメさん、奮起

解答欄

ヨコのカギ

- 木の葉を散らす、冷たい風
- コンコン、おいらは冬眠しないぞ
- 頭寒足熱、厚手をはいたら靴がキツイ
- 寒中水泳とは猛者ね。の、猛者の読み
- ジャーンと鳴る、中国の打楽器
- 手がかじかんで、コレに糸が通せない
- 小人物をととえる、雑多な小魚
- パンストより厚いでしょう
- 雪中に赤い花。大島名物とは種類が違う？
- 買物などの覚え書き
- 食べて暖まる、赤唐辛子「〇〇の爪」
- きしめん、どて煮、といえはこの県
- 冬に咲く、福を呼ぶ「〇〇〇〇草」
- 暖房のせいで窓ガラスに水滴が
- 雪かきはスコップで。お耳の掃除はコレで



道玄坂センタービル テナント案内

渋谷区道玄坂2-29-8 TEL 03-3462-0707



2 F	ダブリナズカフェ&パブ	☎ 5459-1736	8 F	土間土間	☎ 5728-7268
	サンマルクカフェ	☎ 5784-3091	7 F	韓の台所 別邸	☎ 5489-7655
	モロ	☎ 3780-5057	6 F	鳥良	☎ 3780-1011
1 F	モスバーガー	☎ 3461-0548		磯丸水産	☎ 5459-4931
	ファミリーマート	☎ 5457-1228	5 F	和民	☎ 5456-6027
B1 F	トップ	☎ 3461-1624	4 F	すしざんまい	☎ 6455-1750
	新宿ねぎし	☎ 3770-0227		佐五右衛門	☎ 6455-0900
	いんでいら	☎ 5458-8154	3 F	ロイヤルホスト	☎ 3462-5681

会員
特典



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス

新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

※記載のサービス内容は、2018年4月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

■ ご提供される基本セットの内容

●祭壇



●お棺



桐上級棺

●寝台車



車庫から10kmまで

●内、外装飾用品

●お位牌(白木)

●枕飾り

●会葬礼状(100枚)

●ご遺影(白黒) など

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりませんので、別途費用がかかります。

※葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なる場合がございます。

● 対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族*の方 ※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。	24万円 (税別)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター

24時間・365日対応



0120-421-493

携帯電話にご登録ください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

まず始めに、「渋谷法人会」とオペレーターにお伝えください。

提携葬儀社 暮らしの友

暮らしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。
高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

暮らしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

暮らしの友互助会加入者の旅行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族のご葬儀依頼も可能です。

加盟葬儀社 約500 斎場施設 2,700超

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755